

木津川市高齢者健康増進・移動支援モデル事業
運營業務公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

木津川市

1 募集事項

(1) 委託業務の名称

木津川市高齢者健康増進・移動支援モデル事業運営業務

2 業務目的

木津川市（以下「市」という。）が実施するオンデマンド型乗り合い送迎サービスは、過疎地域の指定を受け、高齢化率が極めて高い南加茂台地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、生活に必要な移動手段と外出機会の創出を実現するため、実証運行することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

別紙「木津川市高齢者健康増進・移動支援モデル事業運営業務仕様書」のとおり

5 見積上限額 5,700,000円（税抜き）

6 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市健康福祉部高齢介護課

電話番号 0774-75-1213（直通）

FAX番号 0774-72-0553

E-mailアドレス kaigo@city.kizugawa.lg.jp

URL <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

7 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

なお、コンソーシアムによる応募も可能とするが、その場合において（1）から（5）は、すべての構成員が要件を満たすものとし、（6）については、構成員のいずれかが実績を有するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にとっては更正計画の認可がされていないものまたは民事再生法（平成

- 11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 本件の公告日から契約の締結日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱(平成19年告示第115号)に基づく指名停止期間中のものではないこと。
- (4) 木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等または同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 令和3年度以降において地方公共団体または中央省庁において、AIを活用した運行管理システムを用いたデマンド交通システムの導入実績を有する者

8 スケジュール

事 項	年 月 日
実施要領配布期間	令和6年7月5日(金)から令和6年7月19日(金)
参加表明書等の受付期間	令和6年7月8日(月)から令和6年7月19日(金)
質問書受付期間	令和6年7月8日(月)から令和6年7月12日(金)
質問書回答	令和6年7月17日(水)
参加資格審査結果通知	令和6年7月23日(火)
提案書等受付期間	令和6年7月29日(月)から令和6年8月5日(月)
プレゼンテーション並びにヒアリング	令和6年8月21日(水)
優先契約交渉事業者決定通知	令和6年8月下旬 予定
契約締結	令和6年9月上旬 予定

9 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとする。なお、手続き等に関する基本的な事項を除き電話や口頭による質問は受け付けない。

- (1) 受付期間は、令和6年7月8日(月)から令和6年7月19日(金)午後5時まで
- (2) 提出書式は、質疑回答書(様式5)とする。

- (3) 提出方法は、メールまたはFAXによるものとする。(必ず電話により着信を確認すること)
- (4) 提出先は、「6 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等」と同じ
- (5) 回答は、質問者名を伏せて、令和6年7月17日(水)に木津川市ホームページに掲載する。

10 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式1)
 - イ 誓約書(様式2)
 - ウ 会社概要(様式3)
 - エ 履歴事項全部証明書(写)発行後3か月以内のもの。
 - オ 財務諸表(写)【直近1事業年度分決算書類】
 - カ 会社等の概要が分かる書類(パンフレット等)
 - キ コンソーシアムで参加する場合は、構成員が担当する役割が分かる体制図等(任意様式)
 - ク 業務実績調書(様式4)
- (2) 提出部数は、1部とする。ただし、コンソーシアムで参加する場合は、イからカの書類について構成員すべてのものを提出すること。
- (3) 提出期限は、令和6年7月19日(金)午後5時までとする。
- (4) 提出方法は、郵送又は持参とする。ただし、郵送の場合は、書留等の配達記録が確認できるものに限る。
- (5) 提出先は、「6 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等」と同じ

11 企画提案書の提出

- (1) 提出書類：提出部数は、正本1部、副本7部とする。
 - ア 企画提案書【任意様式】
 - イ 業務実施体制【任意様式】
 - ウ 見積書(様式6)
 - エ 内訳書【任意様式】
 - ※ただし、内訳書に明記すべき内容を遵守すること。
 - オ コンソーシアムによる提案の場合は、木津川市高齢者健康増進・移動支援モデル事業運営業務受託コンソーシアム協定書(参考例に準ずるもの)を提出すること。

(2) 作成上の留意事項

- ア 企画提案書は、A4タテ又はヨコ、両面印刷、二穴穿孔のファイル綴じにするものとする。
- イ 企画提案書は、表紙、目次を除き両面印刷10枚程度で簡潔に記載すること。
- ウ 文字の大きさは10ポイント以上とする。なお、図表等は、この限りではない。
- エ 使用する言語は、日本語とする。
- オ 企画提案書には会社名等は記載しないこと。
- カ 見積書は、税抜き額で記載すること。
- キ 内訳書は、任意様式とするが、参考資料「積算参考資料」に記載する項目と一致させること。ただし、追加提案をする項目がある場合は、追加提案項目であることを内訳書に明記すること。なお、見積上限額に示す金額の範囲内で作成すること。

1.2 プレゼンテーションについて

(1) 実施日時等

- 日時：令和6年8月21日（水）13時30分から
（開始時間等の詳細は、参加資格審査結果時に通知する。）
- 場所：木津川市役所4階 会議室4-1

(2) 実施方法

- 提案時間は、原則、説明20分以内、質疑10分の合計30分とする。
- 説明については、企画提案書の内容を基に簡潔に行うこと。なお、プレゼンテーション時に新たな資料の配布は認めない。
- プレゼンテーション時は、厳正な審査を実施するため、会社名等は公表せずに行うこととするため、企画提案書には会社名等は記載しないこと。
- また、会場に入室できるのは、説明者を含め4人までとする。

1.3 審査及び選定

木津川市高齢者健康増進・移動支援モデル事業運営業務プロポーザル審査会が、企画提案関係書類及びプレゼンテーションの審査と優先交渉事業者の選定を行う。

(1) 審査項目等及び配点

審査項目	審査の視点	配点
①実施体制	・必要な専門的知見、経験を有する人員が配置されているか ・緊急時において、運行事業者や利用者対応	10

	等迅速なサポートが可能であるか。	
②工程	・工程が妥当かつ具体的なものであり柔軟な調整が可能なものとなっているか。	10
③実績	・同種及び類似業務の受託実績があるか。	15
④提案内容	・本業務の遂行に必要な予約・配車システムになっているか。 ・利用者及び運行事業者にとって利便性の高いシステムとなっているか。 ・運行データの蓄積や分析が可能であり、運行実績の検証が行える内容となっているか。	25
⑤利用促進策	・利用促進に向けた提案があり、地域住民に対する相談や説明などの実施が行えるか。	10
⑥独創性	・独自のノウハウや知識を生かした創意工夫による効果が見込め、利用向上効果が見込めるか。	10
⑦価格評価	積算の内訳が示され、提案内容に対して適正であり、かつ、5で示す見積上限額以内の見積額において、最低見積額に対する当該見積額の割合に配点を乗じたもの。 得点 = $20 \times (\text{最低見積額} \div \text{当該見積額})$ (小数点以下切り捨て)	20

1.4 契約に関する事項

- (1) 優先契約交渉事業者として決定した者と契約交渉を行い、随意契約を締結する。
- (2) 優先契約交渉事業者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。
- (3) 企画提案において提案した事項の内、仕様書に定めのない事項であって、本市が採用すると決定した提案事項については、仕様を含むものとする。ただし、その場合であっても、提出する見積金額に含むものとする。

1.5 欠格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき、又は、満たさなくなったとき。
- (2) 公告及び実施要領等に示された条件に違反したとき。

- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 提案書等の作成にあたって、不正行為が判明した場合
- (5) 提出期限内に提出書類等が提出されなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき
- (7) 見積書記載金額が見積上限額を超えているとき
- (8) プレゼンテーションまたはヒアリングを欠席したとき

16 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルを辞退する時は、提案辞退届を提出すること。なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。ただし、本市は本業務以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。本件に係る情報公開請求があったときは、木津川市情報公開条例の規定に基づき手続きを行う。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され、第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、追加、修正及び再提出はできない。なお、本提出書類について、後日、参考資料を求めることがある。
- (8) 提出書類は、情報公開請求があったときは、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）及び「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準について（平成29年8月16日付け総務部長通知）」に基づき開示するので、承知の上参加すること。
- (9) 参加者は、審査の経緯、結果に関する質問や異議申し立てを行うことはできない。
- (10) 参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。
- (11) 本プロポーザルに関する事項について、電話または口頭による問い合わせには応じない。